

○ 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条 「略」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 取引情報蓄積機関 法第五十六条の六十三第一項に規定する取引情報蓄積機関をいう。</p> <p>十 指定外国取引情報蓄積機関 法第五十六条の六十三第一項に規定する指定外国取引情報蓄積機関をいう。</p> <p>十一 取引情報蓄積業務 法第五十六条の六十三第一項に規定する取引情報蓄積業務をいう。</p> <p>十二 取引情報 法第五十六条の六十三第三項に規定する取引情報</p> <p>十三 清算集中等取引情報 法第五十六条の六十三第三項に規定</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 清算集中等取引情報 法第五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報をいう。</p> <p>十 取引情報 法第五十六条の六十四第一項に規定する取引情報をいう。</p> <p>十一 取引情報蓄積機関 法第五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。</p> <p>十二 指定外国取引情報蓄積機関 法第五十六条の六十四第三項に規定する指定外国取引情報蓄積機関をいう。</p> <p>十三 取引情報蓄積業務 法第五十六条の六十四第三項に規定す</p>

する清算集中等取引情報をいう。

十四 非清算集中等取引情報 第一百五十六条の六十四第一項に規定する非清算集中等取引情報をいう。

十五 取引情報収集契約 法第五十六条の七十四第一項第一号に規定する取引情報収集契約をいう。

(清算集中の対象となる取引)

第二条 「略」

〔2・3 略〕

4 第二項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

一 「略」

二 信託勘定に属するものとして経理される取引（当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となつていないものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上である信託財産に係るものを除く。）

三 「略」

四 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合に

る取引情報蓄積業務をいう。

十四 取引情報収集契約 法第五十六条の七十四第一項第一号に規定する取引情報収集契約をいう。

〔号を加える。〕

(清算集中の対象となる取引)

第二条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 信託勘定に属するものとして経理される取引（当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となつていないものに限る。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上である信託財産に係るものを除く。）

三 「同上」

四 「同上」

における当該取引（ロに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。）

イ 「略」

ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっていないものに限る、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

五 「略」

（取引規模の届出等）

第二条の二 金融商品取引業者等（取引情報作成対象業者に限る。）は、毎年、次の各号のいずれかに該当する場合には、四月一日から五月三十一日までの間に、その旨（第三号又は第四号に該当する場合には、当該各号の規定による届出に係る信託を特定するために必要な事項を含む。）を金融庁長官に届け出なければならない。

「一・二 略」

三 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引（取引情報の対象となっているものであって、信託勘定に属するものとして経理されるものに限る。次号において同

イ 「同上」

ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中取引情報又は取引情報の対象となっていないものに限る、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

五 「同上」

（取引規模の届出等）

第二条の二 「同上」

「一・二 同上」

三 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中取引情報又は取引情報の対象となっているものであって、信託勘定に属するものとして経理されるもの

じ。)に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上の信託財産がある場合

四 「略」

2 「略」

(取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する清算集中等取引情報の提供)

第三条 金融商品取引清算機関等は、清算集中等取引情報の対象となつてゐる取引に基づく債務を負担した場合には、法第百五十六条の六十三第一項の規定により、当該取引に基づく債務を負担した日から起算して三営業日以内(当該期間が経過するまでの間に当該清算集中等取引情報について第四条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内)に、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該清算集中等取引情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による提供をした金融商品取引清算機関等は、同項の規定による提供後、当該提供に係る清算集中等取引情報について第四条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内に、当該提供をした取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引

に限る。次号において同じ。)に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円未満であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上の信託財産がある場合

四 「同上」

2 「同上」

(金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存及び報告の対象となる取引)

第三条 法第百五十六条の六十三第一項に規定する内閣府令で定める取引は、第六条第一項各号に掲げる取引(法第百五十六条の六十二各号に掲げる取引を除き、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあっては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。))に掲げる金融指標に係るものを除く。)とする。

情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該変更事項を通知し、又は当該変更事項を反映させた清算集中等取引情報を提供しなければならない。

(清算集中等取引情報を提供することができないやむを得ない理由がある場合)

第三条の二 法第五十六条の六十三第二項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関が存在しないこと。
- 二 取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関がその全部の取引情報蓄積業務を休止していること。
- 三 清算集中等取引情報を提供するために使用する電気通信回線の故障が発生した場合であつて、回復する見込みがないこと。
- 四 その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるもの。

(金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存)

第四条 法第五十六条の六十三第二項に規定する清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇八 略」

2 金融商品取引清算機関等は、清算集中等取引情報の対象となる取引に基づく債務を負担した場合において、災害又は前条に規定する理由により清算集中等取引情報を提供することができないときは、

「条を加える。」

(金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の保存)

第四条 法第五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇八 同上」

2 金融商品取引清算機関等は、清算集中等取引情報の対象となる取引に基づく債務を負担した場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引に係る清算集中等取引情報について前項に規

次条第一項の規定による提出の時まで、当該取引に係る清算集中等取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

「一〜三 略」

3 「略」

4 第二項の記録は、電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第八条第六項及び第十条第四項において同じ。）により作成しなければならない。

（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告）

第五条 「略」

2 「略」

3 前二項の提出は、電磁的方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。第九条第三項並びに第十一条第三項及び第五項において同じ。）により行わなければならない。

（金融商品取引業者等の取引の状況を明らかにする必要がある取引

）

第六条 法第五十六条の六十三第三項に規定する金融商品取引業者等の取引の状況を明らかにする必要があるものとして内閣府令で定

定する事項に関する記録を作成し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

「一〜三 同上」

3 「同上」

4 第二項の記録は、電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第七条第五項及び第十条第四項において同じ。）により作成しなければならない。

（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の報告）

第五条 「同上」

2 「同上」

3 前二項の提出は、電磁的方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。第八条第三項及び第十一条第三項において同じ。）により行わなければならない。

（金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる取引）

第六条 法第五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（当事者の一方又は双方が取引情報作成対

める取引は、次に掲げる取引とする。

「一〇四 略」

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者を相手方として行う取引は、法第百五十六条の六十三第三項に規定する金融商品取引業者等の取引の状況を明らかにする必要のあるものとして内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

「一〇六 略」

(金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の提供の対象となる取引)

第六條の二 法第百五十六条の六十三第三項に規定するその他取引の状況等を勘案して内閣府令で定める取引は、前条第一項各号に掲げる取引(法第百五十六条の六十二各号に掲げる取引を除き、法第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあつては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。)に掲げる金融指標に係るものを除く。)とする。

(取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する非清算集中等取引情報の提供)

象業者である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあつては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。)に掲げる金融指標に係るものを除く。)とする。

「一〇四 同上」

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者を相手方として行う取引は、法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。

「一〇六 同上」

「条を加える。」

第七条 金融商品取引業者等は、非清算集中等取引情報の対象となる

〔条を加える。〕

取引（当事者の一方又は双方が取引情報作成対象業者である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引にあつては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るものを除く。第八条において「非清算集中等取引情報作成対象取引」という。）を行った場合には、法百五十六条の六十四第一項の規定により、当該非清算集中等取引情報の対象となっている取引の成立した日から起算して三営業日以内（当該期間が経過するまでの間に当該非清算集中等取引情報について第八条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内）に、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該非清算集中等取引情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による提供をした金融商品取引業者等は、同項の規定による提供後、当該提供に係る非清算集中等取引情報について第八条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内に、当該提供をした取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該変更事項を通知し、又は当該変更事項を反映させた非清算集中等取引情報を提供しなければならない。

-
- 3 前二項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等のうち金融庁長官の指定する者は、金融庁長官の定める取引に関する非清算集中等取引情報を提供すれば足りる。
 - 4 金融商品取引業者等は、やむを得ない理由（法第一百五十六条の六十四第二項及び次条に定める理由を除く。）により第一項及び第二項に規定する期日までにこれらの項に規定する非清算集中等取引情報の提供をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けて、当該提供を延期することができる。
 - 5 金融商品取引業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する期日までに、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
 - 6 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金融商品取引業者等が第一項及び第二項の規定による提供の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
 - 7 第四項の規定により、非清算集中等取引情報の提供を延期した金融商品取引業者等の取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する非清算集中等取引情報の提供は、第一項及び第二項の規定を読み替えて準用する。この場合において、第一項中「取引の成立した日」とあるのは「第四項に規定するやむを得ない理由がなくなつた日」と、第二項中「当該変更が生じた日」とあるのは「第四項に規定するやむを得ない理由がなくなつた日」と読み替えるものとする。
-

(非清算集中等取引情報を提供することができないやむを得ない理由がある場合)

第七条の二 法第五十六条の六十四条第二項に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関が存在しないこと。

二 取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関がその全部の取引情報蓄積業務を休止していること。

三 非清算集中等取引情報を提供するために使用する電気通信回線の故障が発生した場合であつて、回復する見込みがないこと。

四 その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるもの。

(金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の保存)

第八条 法第五十六条の六十四条第二項に規定する非清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項は、第四条第一項に規定する事項とする。

2 金融商品取引業者等は、非清算集中等取引情報作成対象取引を行った場合において、災害又は前条に規定する理由により非清算集中等取引情報を提供することができないときは、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引に係る非清算集中等取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

〔条を加える。〕

(金融商品取引業者等による取引情報の保存)

第七条 法第五十六条の六十四条第一項に規定する取引情報について内閣府令で定める事項は、第四条第一項に規定する事項とする。

2 金融商品取引業者等は、取引情報の対象となる取引(第四項において「取引情報作成対象取引」という。)を行った場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引に係る取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 金融商品取引業者等は、その保存する非清算集中等取引情報について、第一項に規定する事項に変更が生じたときは、次条第二項の規定による提出の時（同条第一項の規定による提出の前に当該変更が生じた場合には、当該提出の時）までに、当該非清算集中等取引情報に係る前項の記録に当該変更事項を反映させなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等のうち金融庁長の指定する者は、金融庁長の定める取引に関する非清算集中等取引情報について記録を作成し、その記録を保存すれば足りる。

5 非清算集中等取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いずれかの金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときには、他の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者である場合には、この限りでない。

6 略

（金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の報告）

第九条 金融商品取引業者等は、法第百五十六条の六十四第二項の規定により、各週（月曜日から日曜日までの七日をいう。以下この条において同じ。）ごとに、各週中に成立した非清算集中等取引情報の対象となる取引について、前条第二項に定めるところにより作成した記録を、当該各週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営

3 金融商品取引業者等は、その保存する取引情報について、第一項に規定する事項に変更が生じたときは、次条第二項の規定による提出の時（同条第一項の規定による提出の前に当該変更が生じた場合には、当該提出の時）までに、当該取引情報に係る前項の記録に当該変更事項を反映させなければならない。

〔項を加える。〕

4 取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いずれかの金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者であるときには、他の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者である場合には、この限りでない。

5 同上

（金融商品取引業者等による取引情報の報告）

第八条 金融商品取引業者等は、法第百五十六条の六十四第二項の規定により、各週（月曜日から日曜日までの七日をいう。以下この条において同じ。）ごとに、各週中に成立した取引情報の対象となる取引について、前条第二項に定めるところにより作成した記録を、当該各週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内（当

業日以内（当該期間が経過するまでの間に当該非清算集中等取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日の属する週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内）に、金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融商品取引業者等は、前項の規定による提出後、当該提出に係る非清算集中等取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更事項に関する記録を作成し、当該変更が生じた日の属する週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

3 「略」

4 金融商品取引業者等は、やむを得ない理由により第一項及び第二項に規定する期日までにこれらの項に規定する記録の提出をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

5 金融商品取引業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する期日までに、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

6 「略」

7 金融商品取引業者等は、法第五十六条の六十四第二項及び第七條の二に規定する理由により第四項の規定による提出を延期している場合において、当該理由が消滅したときは、第七条の規定により、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報を提供するものとする。

当該期間が経過するまでの間に当該取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日の属する週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内）に、金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融商品取引業者等は、前項の規定による提出後、当該提出に係る取引情報について前条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更事項に関する記録を作成し、当該変更が生じた日の属する週の翌週以降の最初の営業日から起算して三営業日以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

3 「同上」

4 金融商品取引業者等は、やむを得ない理由により第一項及び第二項に規定する期日までにこれらの項に規定する記録の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

5 金融商品取引業者等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

6 「同上」

「項を加える。」

「条を削る。」

(取引情報蓄積機関による取引情報の保存)

第十条 「略」

2 取引情報蓄積機関は、第三条又は第七条の規定による取引情報の

(取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対する取引情報の提供)

第九条 法第五十六条の六十四第三項の規定により取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し取引情報の提供をしようとする金融商品取引業者等は、当該取引情報の対象となっている取引の成立した日から起算して三営業日以内(当該期間が経過するまでの間に当該取引情報について第七条第一項に規定する事項に変更が生じた場合には、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内)に、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該取引情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による提供をした金融商品取引業者等は、同項の規定による提供後、当該提供に係る取引情報について第七条第一項に規定する事項に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三営業日以内に、当該提供をした取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関の定めるところにより、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、当該変更事項を通知し、又は当該変更事項を反映させた取引情報を提供しなければならない。

(取引情報蓄積機関による取引情報の保存)

第十条 「同上」

2 取引情報蓄積機関は、前条の規定による取引情報の提供を受けた

提供を受けた場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

「一〜三 略」

「3・4 略」

(取引情報蓄積機関による取引情報の報告)

第十一条 「略」

「2・3 略」

4|| 法第五十六条の六十五第三項に規定する内閣府令で定めるものは、インターネットを利用して、前条第一項に規定する事項を内容とする取引情報を金融庁長官が受信することができる方式のものであって、かつ、当該取引情報を金融庁長官が管理する電気通信設備の記録媒体に記録することができる措置とする。

5|| 取引情報蓄積機関は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ又は同時に、当該措置を講じる旨又は講じた旨を金融庁長官に電磁的方法により通知しなければならない。

(取引情報蓄積機関による取引情報の公表)

第十一条の二 法第五十六条の六十六第一項で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第六条第一項各号に掲げる取引に係る残高の合計及び取引件数

場合には、次条第一項の規定による提出の時までに、当該取引情報について前項に規定する事項に関する記録を作成し、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める日から五年間保存しなければならない。

「一〜三 同上」

「3・4 同上」

(取引情報蓄積機関による取引情報の報告)

第十一条 「同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

「条を加える。」

の合計

- 二 取引情報作成対象業者の業種ごとの第六条第一項各号に掲げる取引に係る残高の合計及び取引件数の合計
- 三 金融商品取引清算機関等の第六条第一項各号に掲げる取引に係る残高の合計及び取引件数の合計
- 四 取引情報の対象となる取引の種類ごとの残高の合計及び取引件数の合計
- 五 その他取引の概要を明らかにするために必要な事項
- 2 取引情報蓄積機関は、前項に規定する事項を、毎月一回以上、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならぬ。

第十一条の三 「略」

(役員の兼職の制限)

- 第十三条 法第五十六条の六十九に規定する内閣府令で定める法人は、次に掲げる法人とする。
- 一 金融商品取引清算機関等である法人
 - 二 「略」
 - 三 外国の法令上前二号に掲げる者に相当する者である法人
 - 2 法第五十六条の六十九に規定する内閣府令で定める事業は、金融商品取引業及び金融商品債務引受業とする。

第十一条の二 「同上」

(役員の兼職の制限)

- 第十三条 「同上」
- 一 「号を加える。」
 - 二 「同上」
 - 三 外国の法令上前号に掲げる者に相当する者である法人
 - 2 法第五十六条の六十九に規定する内閣府令で定める事業は、金融商品取引業とする。

<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第十九条 法第五十六條の七十四第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一〇三 略</p> <p>四 取引情報の公表に関する事項</p> <p>五・六 略</p> <p>第二十二條 金融庁長官は、次の各号に掲げる指定、認可又は承認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 第七條第四項、第九條第四項又は前條第三項の承認 一月</p> <p>2 略</p>	<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第十九条 同上</p> <p>一〇三 同上</p> <p>「号を加える。」</p> <p>四・五 同上</p> <p>第二十二條 同上</p> <p>一・二 同上</p> <p>三 第八條第四項又は前條第三項の承認 一月</p> <p>2 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	